

様式第 17 (第 65 条第 5 項関係)

(表面)

12.5cm 注意事項 1 狩猟者登録証は、これを交付した都道府県知事が管轄する区域内でなければ効力を有しない。 2 出猟の際には、必ず狩猟者登録証を携帯し、かつ、狩猟者記章を胸部又は帽子に着けなければならない。 3 狩猟者登録証及び狩猟者記章は、他人に使用させてはならない。 4 国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が狩猟者登録証の提示を求めたとき又は捕獲した鳥獣の検査をするときは、これを拒んではならない。 5 狩猟者登録証は、狩猟者登録の有効期間が満了したとき又は狩猟者登録が抹消されたときは、その日から 30 日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。 6 狩猟者登録証の交付を受けた者は、狩猟者登録の有効期間が満了したときはその日から 30 日以内に、交付を受けた都道府県知事に捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別員数を報告しなければならない。 7 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 66 条の報告とすることができる。	(放鳥獣猟区) 03 狩 猟 者 登 録 証 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第</td> <td style="width: 10%;">号</td> <td style="width: 10%;">網</td> <td style="width: 10%;">猟</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>第</td> <td>号</td> <td>わ</td> <td>な</td> <td>猟</td> </tr> <tr> <td>第</td> <td>号</td> <td>第</td> <td>一</td> <td>種</td> </tr> <tr> <td>第</td> <td>号</td> <td>二</td> <td>種</td> <td>銃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> </tr> </table> 都道府県知事 印 写 真 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">住 所</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備 考</td> <td style="height: 80px;"></td> </tr> </table>	第	号	網	猟		第	号	わ	な	猟	第	号	第	一	種	第	号	二	種	銃		年	月	日		住 所		氏 名		生年月日		備 考	
第	号	網	猟																															
第	号	わ	な	猟																														
第	号	第	一	種																														
第	号	二	種	銃																														
	年	月	日																															
住 所																																		
氏 名																																		
生年月日																																		
備 考																																		

